

平成30年第3回

2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会

議事日程

平成30年8月7日（火曜日）午前10時開会

日程第 1 開会

日程第 2 委員長挨拶

日程第 3 証人尋問 御宿町長 石田義廣氏

日程第 4 議題

(1) 証人からの申し立てについて

日程第 5 閉会

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席委員（6名）

委員長 瀧口義雄君 副委員長 貝塚嘉軼君

委員 石井芳清君 委員 滝口一浩君

委員 大野吉弘君 委員 北村昭彦君

議長 大地達夫君

証人 石田義廣君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長 吉野信次君 主 事 鶴岡弓子君

◎開会の宣告

○事務局長（吉野信次君） それでは、10時の定刻になりましたので、事務局より、まずご報告及びご連絡をさせていただきます。

本日の会議ですが、御宿町議会委員会条例第14条の定足数に達していることをご報告させていただきます。

それでは、委員長、議事の進行をお願いいたします。

○委員長（瀧口義雄君） 皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから第3回2018年日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会を開会いたします。

◎委員長挨拶

○委員長（瀧口義雄君） 本日は、御宿町議会委員会条例第17条により傍聴の許可をしておりますが、傍聴にあたっては傍聴規則により、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話の類は使用できませんので、電源をお切りください。

報道関係者に申し上げます。

会場内の撮影につきましては、冒頭の証人の宣誓まで、写真等の撮影のみ許可いたします。

また、報道関係者及び傍聴人に申し上げます。

会議中の撮影、動画等の撮影、録音は禁止いたします。

なお、議会だより編集のための会場内の撮影も同様といたします。

暑かったら上着をお脱ぎください。

また、60分に1回程度の休憩を予定しております。

12時から13時30分までお昼の休憩を予定しております。

(午前10時00分)

◎証人尋問

○委員長（瀧口義雄君） 本日の日程は、百条調査権に基づく証人尋問でございます。

これより、本委員会に付託された調査事件について調査を行います。

2018年日本・メキシコ学生交流プログラム事業に関する事項について、証人から証言を求めます。

本日、出頭を求めました証人は、御宿町町長、石田義廣君です。

お諮りいたします。

石田義廣君から、証言を行うことにあたり、メモ等を参考にしたいとの申し出がありますが、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(瀧口義雄君) 異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

また、あらかじめ弁護士同席の申し立てがございました。

これを許可してあることを報告いたします。

証人、入出、着席をお願いします。

(証人入出・着席)

○委員長(瀧口義雄君) 証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会にご出席いただきましてありがとうございます。

調査のためにご協力をいただきますようお願い申し上げます。

調査を求める前に証人に申し上げます。

証言の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法に関する法令中の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。

すなわち1、証言が証人の配偶者、四頭身内の血族若しくは三親等内の姻族の関係にあり、若しくはあった者、または証人の後見人と被後見人と関係ある者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、又は証言がこれらの者の名誉を害する事項に関する場合、2、公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合、3、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けた場合、4、技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。

以上の場合、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その申し出をお願いします。

これら以外の場合には証言を拒むことはできません。

もしこれを正当な理由なく証言を拒んだときは、6箇月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に

処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合は宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち証人、証人の配偶者、四頭身内の血族若しくは三親等内の姻族の関係にあり、若しくはあった者、又は証人の後見人と被後見人の関係ある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。

それ以外の場合には、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3箇月以上ほか5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道関係者を含め、一同、ご起立をお願いします。

石田証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（石田義廣君） 宣誓書。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

平成30年8月7日、証人、石田義廣。

○委員長（瀧口義雄君） 皆さんご着席ください。

証人は宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと。また、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、こちらから尋問しているときは着席のままで結構です。お答えの際には、起立して発言をお願いします。

委員各位に申し上げます。

本日、2018年日本・メキシコ学生交流プログラム事業に関する重要な問題について、証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようにご協力をお願いいたします。

また、委員の発言につきましては、証人の人権に充分配慮されるよう、特に私から申し上げます。

それでは、尋問を開始いたします。

石田証人は7月25日付、8月3日付で請求に基づく資料が提出されております。

事務の執行についての事務文書がないとの回答を得ております。

事務局長、事務文書がない文書名を読み上げてください。

○事務局長（吉野信次君） それでは、事務文書がないというものを読み上げさせていただきます。

2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業に係る執行の文書、プログラム講演等、申請に係る執行の文書、プログラム募集ポスター作成に係る事務執行の文書、学生歓迎レセプション開催に係る事務執行文書、日本語講師派遣に関する事務執行文書。

以上でございます。

○委員長（瀧口義雄君） ただいま読み上げました事務文書についてなしということで間違いありませんか。

○証人（石田義廣君） はい、間違いございません。

○委員長（瀧口義雄君） 事務文書がないということで、役場の職員はかかわっていないということで間違いありませんね。

○証人（石田義廣君） 事務文書にかかわった件については、そのとおりであります。

○委員長（瀧口義雄君） それでは、本事業の正式名称をお聞きします。

事業名称は何ですか。

○証人（石田義廣君） 2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業であります。

○委員長（瀧口義雄君） 以下、質問においては、本プログラムと言います。

石田証人が町の事業として、本プログラムの実施を決めたのはいつですか。

○証人（石田義廣君） 2018年の2月でございます。

○委員長（瀧口義雄君） 2月、具体的に日にちはわかりますか。

○証人（石田義廣君） 2月1日であります。

○委員長（瀧口義雄君） 2月1日ですね。

本プログラムの事業主体はどこですか。事業主体です。

○証人（石田義廣君） 事業主体は、主催は御宿町であります。

○委員長（瀧口義雄君） いや、主催ではなくて、事業主体はどこですか。

○証人（石田義廣君） 私の感覚では、主催と事業主体がそんなにかけ離れてはおりません。

○委員長（瀧口義雄君） いや、そういうことを聞いているんではありません。事業主体はどこですかという質問です。

○証人（石田義廣君） 事業を主に支援してやっていただきましたのは千葉工業大学でありま

す。

○委員長（瀧口義雄君） いや、私の聞いているのは、事業主体はどこですかという質問です。

○証人（石田義廣君） 事業主体は御宿町でございます。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラムの主催者は誰ですか。主催者です。

○証人（石田義廣君） 主催者は御宿町でございます。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラムの事務局はどこですか。

○証人（石田義廣君） 御宿町産業観光課であります。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラムの募集期間はいつからいつまでですか。

○証人（石田義廣君） 募集期間はですね……

○委員長（瀧口義雄君） もし書類が必要なら弁護人に。

○証人（石田義廣君） 広告掲載を始めましたのは2月の中ごろからでございます。

○委員長（瀧口義雄君） そうではありません。

本プログラムの募集期間はいつからいつまでですかという質問です。

○証人（石田義廣君） 応募者から申請を受け付けましたのは、3月15日から4月15日まででございます。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラムの選考期間はいつからいつまでですか。

○証人（石田義廣君） これは当初の広告掲載と実際が違っておりました、選考期間は4月16日から4月30日までであります。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラムの募集受付は誰が行ったのですか。

○証人（石田義廣君） この事業につきましては、メキシコに存在します特定非営利活動法人、プレ・テキスト・オルブ・メヒコ・ACであります。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラムの学生選考及び審査は誰が行ったのですか。

○証人（石田義廣君） 資料として提出させていただきました6名でございます。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラムの合格者決定はいつですか。

○証人（石田義廣君） 合格者決定発表は5月1日であります。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラムの合格者は何名ですか。

○証人（石田義廣君） 10名であります。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラムへの合格者は誰が決めたのですか。

○証人（石田義廣君） 今申し上げました6名の選考委員であります。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラムの募集学生に合格をどのように連絡したのですか。

- 証人（石田義廣君） どのように。
- 委員長（瀧口義雄君） 連絡方法です。
- 証人（石田義廣君） 合格通知を出して連絡をいたしました。
- 委員長（瀧口義雄君） 本プログラム募集学生への合格通知をいつ発送したのですか。
- 証人（石田義廣君） 合格した以後でございます。合格発表した日にちの後でございます。
- 委員長（瀧口義雄君） 日にちはわかりますか。
- 証人（石田義廣君） 現在、把握しておりません。
- 委員長（瀧口義雄君） 本プログラム募集学生への合格通知は誰が作成したのですか。
- 証人（石田義廣君） 今申し上げました特定非営利法人であります。
- 委員長（瀧口義雄君） 本プログラムの実施はいつからいつまでですか。
- 証人（石田義廣君） 本事業の実施期間は平成30年2月1日から8月末日まででございます。
- 委員長（瀧口義雄君） 事務局に証人から提出された本プログラム日程を読み上げさせます。
局長読み上げてください。

○事務局長（吉野信次君） それでは、2018年6月26日現在ということではいただいている文書について読み上げさせていただきます。

おおよその大きな事業について読ませていただきますので、よろしく願いいたします。

7月2日、月曜日成田着、その後、オリエンテーションを行いまして、歓迎レセプション、これにつきましては、千葉工業大学の御宿研修センターで行われております。

続きましては、3日から9日までが研修センターで行われておりますが、午前中が日本語クラスの日本語の勉強と午後から文化交流ということで、御宿町の歴史の史跡をめぐる日とか、座禅、そば打ち、書道、数寄屋づくりの見学、黒沼ユリ子さんの友好の家訪問、勝浦海中公園等の視察に9日まで行っております。

10日から13日まで、御宿ホームステイということで、午前中は日本語の勉強を御宿研修センターで行いまして、午後からビーチウォークとドン・ロドリゴ上陸地の視察の乗船体験、海洋生物研究所の視察、ホストファミリーと過ごしたりしております。

4泊5日で御宿のホームステイを行う日程となっております。

その後、14日に千葉工業大学の新習志野寮のほうに移動しまして、14日から8月1日まで新習志野の寮を拠点に千葉工業大学で勉強、日本語の勉強を午前中に行いまして、午後から千葉工業大学の研究所のキャンパスツアーとか施設見学、校外実習を行いまして、30日に成果発表会を行ったところでございます。

その後、8月1日に成田空港からメキシコのほうに帰国という内容で提出されておるところでございます。

以上です。

○委員長（瀧口義雄君） 今読み上げた日程でよろしいですか。

○証人（石田義廣君） はい。

この日程の中で、一つ、最後のほうの変更がありましたことは、7月30日に在日メキシコ大使館で成果発表会並びに修了証書の授与式を行う予定でございましたが、大使館の都合によりまして、千葉工業大学で行ったところでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 平成29年度一般会計予算に本プログラムの募集経費は計上されておりましたか。

○証人（石田義廣君） 募集経費は計上されておられません。

○委員長（瀧口義雄君） 平成30年度の本プログラムの募集はいつから開始されましたか。

○証人（石田義廣君） ちょっと戻ってよろしいですか。

○委員長（瀧口義雄君） 後ろに聞くんですけどどうぞ。

○証人（石田義廣君） 一問、ちょっと私勘違いしました。一問戻らせていただきたいんですが、平成29年度に関する募集関係の予算ということでございますが、一部、町予算から謝礼として支出がされていると思います。

○委員長（瀧口義雄君） まず、この平成30年度のプログラム募集はいつからですかというお答えをいただきたい。

それから、戻るときはちょっと私のほうで言いますので。

○証人（石田義廣君） 先ほども申しあげましたけれども、平成30年度の2018の事業につきましては、募集の開始は、申請書を受け付けた時期は3月15日からでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 前に戻るという話ですけれども、要するに、平成29年度一般会計予算に本プログラム募集経費は計上されていますか。この質問を修正したいと。具体的に、この平成29年度に募集経費が入ったというのをお示してください。

○証人（石田義廣君） 先ほど申しあげましたけれども、募集に係る事務について、平成29年度については、一部、謝礼として支出をされていると思います。

○委員長（瀧口義雄君） いや、具体的にその平成29年度における予算に、2018年度の学生交流プログラムの募集経費は計上されておりましたかという質問でございます。

○証人（石田義廣君） ちょっと繰り返して申しわけございませんが、平成30年度の募集経費

が平成29年度予算に計上されていましてかというご質問でございますか。

○委員長（瀧口義雄君） 質問は本来違う形だと思います。

これは2018年度の募集事業についてお聞きしています。要するに、平成30年度の学生プログラムの事業が2月に実施されているということをお聞きしているわけですよ。それで、2019年度一般会計に平成30年度の募集の経費が計上されていたのかと。平成29年度一般会計予算、補正を含めて。

○証人（石田義廣君） 計上されておられません。

○委員長（瀧口義雄君） おりません、おります。

○証人（石田義廣君） 平成30年度の募集経費については、平成29年度予算には計上されておられません。

○委員長（瀧口義雄君） ということは先の答弁でよろしいということですね。一番最初の答弁で。計上されていないということでもよろしいんですね。

再度、平成30年度、本プログラム募集はいつから開始されましたか。

もう一度戻りましたので。

○証人（石田義廣君） 平成30年3月15日からであります。

○委員長（瀧口義雄君） 事務局長、地方自治法第208条第2項を読んでもください。

○事務局長（吉野信次君） それでは、地方自治法の第208条を読み上げさせていただきます。

普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。第2項としまして、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

以上です。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラムの学生募集として掲載されているホームページでの募集内容についてお聞きします。

掲載責任者は誰ですか。

○証人（石田義廣君） 御宿町でございます。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラムの募集はいつからインターネットに掲載されましたか。

○証人（石田義廣君） 先ほども申し上げましたけれども、広告掲載は2月の中旬ぐらいからであります。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラムの募集内容を役場内でどのように協議しましたか。

○証人（石田義廣君） 毎年同じような状況の中にあつたと私は認識しておりますが、およそ

2月ぐらいに入ってから準備に入っておりました。今年で5回目を迎えておりますが、そういう中で、当時2月ごろは担当者と少しずつお話をしたり、そういう状況もあったと思います。しかしながら、3月に……

○委員長（瀧口義雄君） いや、要するに2月に協議したということによろしいんですね。

○証人（石田義廣君） はい。

○委員長（瀧口義雄君） ネットに掲載された募集内容の決定者は誰ですか。

○証人（石田義廣君） 御宿町が主催であります。

○委員長（瀧口義雄君） 石田町長でよろしいんですか。

○証人（石田義廣君） はい。

○委員長（瀧口義雄君） 募集時点で協賛、後援名義の許可についてお聞きします。

募集ホームページに記載があります協賛からお聞きします。

千葉工業大学の協賛はとってありますか。

○証人（石田義廣君） 資料を見てよろしいですか。

○委員長（瀧口義雄君） どうぞ。

○証人（石田義廣君） 千葉工業大学は協賛ということで掲載をさせていただいておりますが、このことについては基本的に御宿町と千葉工業大学は包括連携協定を結んでおりますので、それに基づいていろいろな事業の支援を行っていただいたと認識しております。

○委員長（瀧口義雄君） 私の聞いているのは、千葉工業大学の協賛の許可はとってありますかという話です。包括協定は承知しておりません。許可はとってありますかという質問です。

○証人（石田義廣君） 私の考えは今申し上げたとおりでございまして、特別な許可は書類上等とっておりません。

○委員長（瀧口義雄君） 要するに許可はとっていないということによろしいんですか。

○証人（石田義廣君） 書類上はございませんが、お互いにこの事業をやっていきましょうと、そういう意味の許可はいただいております。

○委員長（瀧口義雄君） 全日本空輸の協賛許可はとってありますか。

○証人（石田義廣君） 全日本空輸につきましては、今年度につきましては許可をいただくことはできませんでした。

○委員長（瀧口義雄君） 次に、後援についてお聞きします。

日本外務省から後援許可はとってありますか。

○証人（石田義廣君） とってございません。

- 委員長（瀧口義雄君） 千葉県から後援許可はとってありますか。
- 証人（石田義廣君） ございません。
- 委員長（瀧口義雄君） 在日メキシコ大使館から後援許可をとってありますか。
- 証人（石田義廣君） 大使館につきましては、申請許可については必要ございませんというお言葉がありましたので、許可申請もいたしておりませんし、許可もとっておりません。
- 委員長（瀧口義雄君） 本プログラムの参加費用は、参加学生1人あたり2,650USドルでよろしいですか。
- 証人（石田義廣君） 2,650USドルであります。
- 委員長（瀧口義雄君） 本プログラムの合格者は何名で、参加者は何名ですか。
- 証人（石田義廣君） 合格者は10名で、参加者も10名であります。
- 委員長（瀧口義雄君） 本プログラム参加費用として集金しています。レートは日々変化しておりますので、当委員会では1USドルを110円、1ペソを6円で計算しています。この集金したお金は公金ですか。
- 証人（石田義廣君） 事業に使われたお金でございますので、しかしながら、町一般会計予算の財源ではありません。
- 委員長（瀧口義雄君） いや、私の聞いているのは、この集金したお金は公金ですかという質問です。
- 証人（石田義廣君） 恐れ入りますが、公金の定義は何でしょうか。
- 委員長（瀧口義雄君） 私に質問は無用でございます。
- 証人（石田義廣君） この2,650ドルにつきましては、学生個人から募集された支出、参加料金のものでございまして、今回の活動事業費に使うということでございます。委員長の質問の趣旨がわかりませんので、それ以上のお答えはできません。
- 委員長（瀧口義雄君） この集金した2,650ドルは公金かどうかと。
- 証人（石田義廣君） 今申し上げましたように、その事業に使われたということでございますので、それ以上のお答えは差し控えさせていただきます。
- 委員長（瀧口義雄君） それでは、公金ではない、判断できない金を御宿町のネットで集めたんですか。これは御宿町のホームページで、御宿町の責任で掲載してあると、あなたが今証言しております。それに掲載されて2,650ドル、参加者が支払っている。支払っているのは後で聞きますけれども、町がこの募集要項で2,650ドルと明記してあります。それについてお答えください。

○証人（石田義廣君） 提出した資料でございますように、この2,650ドルの徴収あるいは精算等、活用については業務委託契約書に載っておりますので、そのように処理、対応させていただきました。

○委員長（瀧口義雄君） 今私の聞いているのは、2,650ドルが公金かどうか。町が取り扱う、募集して参加費用となっております。これが公金ではないんですかという質問です。

○証人（石田義廣君） 公金ですかということ、また、公金ではないのですかということは同一の問題でございますので……

○委員長（瀧口義雄君） ちょっと聞こえないんですけれども。

○証人（石田義廣君） 公金かどうかということにつきましては、これ以上のお答えは差し控えさせていただきます。

○委員長（瀧口義雄君） それでは、ちょっと一旦休憩に入ります。

10分間の休憩をいたします。

（午前10時43分）

○委員長（瀧口義雄君） 休憩前に続き会議を開催いたします。

（午前10時51分）

○委員長（瀧口義雄君） この集金したお金、2,650USドル、これについて再度お聞きします。

これは町が事業主催で集めた参加費用ではないのでしょうか。

まず公金ということについて事務局から発言させますので。

○事務局長（吉野信次君） 公金の定義ということで、国家や地方公共団体がその目的を達成するために用いる金銭ということが一般的に言われているものが公金ということでございます。以上です。

○委員長（瀧口義雄君） 再度お聞きします。

町が事業主催という形で、町のホームページで参加費用を明記しているものが公金ではないのでしょうか。これは書いてあります。町長が今言ったのは事実の話ですから。

○証人（石田義廣君） 学生から徴収しました参加料金、これについては確かに公的な活動のための経費、実費ということでございますが、それがすなわち公金ということになりますと、非常にいろいろな解釈と申しますか理解がありますので、正直違和感がございます。その辺は

指摘しておきます。

○委員長（瀧口義雄君） 町が集めたホームページで、参加費という形で、これが公金ではないという。それならば根拠を示していただきたい。これは事業費で、5項目のものを挙げて、2,650USドルを明記してあります。町のホームページで、御宿町が主催ということはお認めになっています。それを町が集めたお金が公金ではないのであれば、これはどういうことか説明していただきたい。

○証人（石田義廣君） 町が決めたお金を公金という解釈でございませれば公金であります。

○委員長（瀧口義雄君） 現実に証人はこれが町の事業であると、町主催だということはお認めになりまして、これがそういう形で公金ということによろしいですね。

次に移ります。

本プログラム参加費用として2,650USドルの記載があります。記載には、①往復国際線航空機、②4週間分の中級日本語コース料金（教材を含む）、③公式日程の参加経費、滞在ホームステイ費用、④日本国内の移動交通費、⑤登録費、この記載でよろしいですか。

○証人（石田義廣君） その記載につきましては非常に誤解を招く内容でございましたので、訂正はさせていただきました。

○委員長（瀧口義雄君） いや、私の言っているのは、記載がありますかという質問です。ホームページにその記載がありますかという質問です。

○証人（石田義廣君） 当初と申しますか、ある時期までありましたけれども、現在はありません。

○委員長（瀧口義雄君） そういうことではなくて、掲載時にありましたかという、記載がありますかということです。

○証人（石田義廣君） 掲載時にはありました。

○委員長（瀧口義雄君） 募集時点の2,650USドルの積算内容を教えてください。募集時点の積算内容。

○証人（石田義廣君） 概要、大まかでございますが、航空運賃と募集及び選考等に係る費用、それと、広告等の経費でございます。

○委員長（瀧口義雄君） 私の聞いているのは、募集時点で載っている費用の2,650USドルの積算の内訳です。今違った答弁が返ってきておりますけれども、この4点、登録費を入れて5点の積算の内訳を聞きたいんです。

もう一度読み上げましょうか。

○証人（石田義廣君） 先ほど申しあげましたように、この内容につきましては、往復の国際航空運賃と登録費、また募集関係に係る手数料等でございます。

○委員長（瀧口義雄君） 答弁がちょっと違っております。

私はこの5点について内訳が書いてありますから、2,650 U S ドルが積み上がった金額を聞いておるんです。

質問と答弁が全くかみ合っておりませんので。

2,650 U S ドル、書かれてあるのがこういう書き方でございますので、2,650 U S ドルは何と何と何を足したらなるんですかという質問です。

○証人（石田義廣君） 今申しあげましたような内容でございますが、この2,650ドルの対応処分につきましては、先ほど申しあげましたように、業務委託契約書で委託をお願いしてございますので、この相手方にお任せしている次第であります。

○委員長（瀧口義雄君） 質問の趣旨が混同しております。

私は記載当時に、この2,650ドルがどうやって積算されたんですか。その内訳を聞いておるんです。業務委託とか、そういうものを聞いておるんじゃないんです。

○証人（石田義廣君） 私が伺っておりますのは航空運賃及び、この募集あるいは選抜、そして広告費等の、そういう経費が人件費も含めると、およそ今までの経験の中で、日本円にして80万円から90万円ぐらいかかっておりますよということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 証人、それは私の聞いている質問と全く違う質問です。

経費とかそういうものはここに記載されておられません。私はここに記載されておる2,650 U S ドルの内訳を聞いておるんです。何で2,650 U S ドルの数字が出てきたかということ質問しているんです。

募集内容の決定者は御宿町ということになっております。それは御宿町が主催事業でそういう決定をした。これは御宿町が責任を持って挙げた数字でございますので、責任者である証人にお答え願いたい。

何で2,650 U S ドルになったのか。

○証人（石田義廣君） この件につきましては、現地の方々に、責任者としてやっていただいている方々にお願いをしてきたわけでございますが、この掲載時に実際に担当された方が、今おっしゃられましたが、2,650ドルの根拠と掲載内容に違いがあったということについて、当初気づかなかったと。私も申しわけございませんが、当初気づかなかった。ある時期に上がって気がついたということで、しかしながら、本質は今申しあげましたような内容でございます

た。内容的には航空運賃と人件費、あるいは広告等の諸経費の積算によって2,650ドルは出てきたと、そういうふうに理解しております。

○委員長（瀧口義雄君） 私の聞いているのは、再度申し上げます。

2,650 U S ドル、この記載時にどうやって積算したかと。ここに経費とか人件費とか選考費は一切書かれておりませんので、何でそれが出てきたのか。その数字を挙げてください。飛行機代は確かにわかりました。ほかの残り4点について数字を挙げて、これは御宿町主催の事業で、御宿町が責任を持ってネットで上げたということで、あなたの責任のもとで提示をされておるといことですので。

現地の人の話は、これを現地の人がつくったというのではなくて、証人が責任を持ってつくったという理解をしておりますので、ご答弁をお願いします。積み上げた数字を教えてください。

○証人（石田義廣君） 先ほども申し上げましたが、この2,650ドルの算出根拠は、航空運賃と人件費と広告経費等の合わせたもので、この概算が積み上がってきたということでございます。しかしながら、広告掲載の先ほど読み上げられました内容については、その状況と違っておったということで、途中修正をさせていただいたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 途中の修正は聞いておりません。

私は記載時、どうしてこの数字が積み上がったのかということ聞いております。あなたが積み上げた数字ですから教えてくださいと思います。

そうしましたら戻りますけれども、募集内容の決定者は誰ですか。さっき答弁いただいておりますけれども、御宿町という答弁をいただいております。御宿町の責任者は証人でございます。

○証人（石田義廣君） 御宿町が主催となっておりますので、私のほうで決定したということでございますが、その内容につきまして、今やはり、予算の見積もりと幾分か違うところがあるということについて後ほど気がつき、修正をさせていただいたということです。

○委員長（瀧口義雄君） 後ほどはそれは後ほど聞きますけれども、記載時の2,650 U S ドル、決定者は御宿町で、責任者は石田町長でございます。それを聞いているんです。変更はまた変更で聞きます。

○証人（石田義廣君） 何度も申し上げますが、当初の内容につきましては行き届かない面があったということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 行き届かなくても、この2,650 U S ドルは実際に掲載されて、学生

10人が今合格者ですね。払ったということは後で確認しますが、1人2,650 U S ドルは今そういう形でお認めになっておりますので、それを聞いているんですよ。後ほどの変更はまた後ほど聞く予定でおりますけれども、当初、これを積み上がった数字が現実的にここへ出ておるんですよ。それを聞いておるんです。

○証人（石田義廣君） 何度も申し上げますけれども、その積み上がった内容については申し上げたとおりでございますが、掲載の内容が幾分か間違っておったということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 間違っておっても数字は出ておるんですよ、2,650 U S ドル。だから、その間違った数字でも結構です。でも、私は間違ったと思っていませんから。ネットに掲載されておりますので、その数字を言って、2,650ドルがどうして足し算で出てきたのかという数字を述べていただきたい。

○証人（石田義廣君） その積算の根拠は、まさに何度も申し上げておりますが、大きく挙げますと、航空運賃と人件費と広告費等の諸経費であります。そういう中で、初めに見積もった内容につきましては、航空運賃がやはりこのたびは昨年と比べて、ANAの支援がなかったということと、今回が非常に高かったということで、航空運賃についてはお一人1,500ドルから1,600ドルぐらいの見積もりをされたということございまして、そして、人件費についてはお一人800ドルから900ドルぐらいの見積もりをされたということでありまして、そして、広告費については100ドルから150ドルぐらい、およそ……

○委員長（瀧口義雄君） 証人。

○証人（石田義廣君） はい。

○委員長（瀧口義雄君） 私の聞いているのは、記載時に2,650 U S ドル、エアチケットの話は今してはいたけれども、その以下、2,650 U S ドル、ここに人件費とか広告費は入っておりません。記載されていないものを聞いておるわけじゃない。記載された、この5項目について幾らですかと聞いておるんです。

質問の趣旨がよく見えていないので再度言います。

2,650 U S ドル、これを積み上がった金額を言ってください。

○証人（石田義廣君） 再度申し上げますけれども、その記載の内容に過ちがあったということですので、それに基づいて積算はされておりません。

○委員長（瀧口義雄君） ちょっとおかしいんじゃないですか。

当時積算したのは2,650 U S ドルをネットにアップするときに計算して、この責任者を御宿町だと。だから、間違ったときの積算という形がどこで出てくるのか、それはまた別の問題と

して、2,650 U S ドルが5月25日までに載っているんですよ。私が知るところで、もっと先まで載っているかもしれないですけども、それは別として、この積算の記載当初の数字を並べていただきたい。その質問、簡単な質問です。

○証人（石田義廣君） 何度も申し上げますけれども、その記載当初の内容については申し上げたとおりで、ただ掲載内容についての確認を私が怠ったということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 内容の確認は別としまして、あなたがこれをアップした責任者ですから、2,650 U S ドルは承知しておるという中で、間違った金額でも積算でも結構ですけども、それは後からの話ですから、当時はそれでよしとしたという中で2,650 U S ドル積み上げた金額を言っていただきたい。

証人いいですか。

公の料金として、町が上げたホームページで2,650 U S ドルとして5項目挙げているという中で公の料金と掲載しているからお聞きしているんです。

どうぞ。

○証人（石田義廣君） 同じような答弁になりますが、この5項目に基づいて2,650ドルは積算されていない。費目が誤った掲載となっていましたので、これを修正させていただきました。内容については先ほど申し上げましたとおりであります。

○委員長（瀧口義雄君） もう一度聞きますけれども、これは公の料金として掲載されています。それで、現実に2,650 U S ドルが集金されております。私の言っているのは誤っているとか、そういう意味じゃなくて、町が積算した当初の根拠を聞いているわけです。これが2月中旬に掲載されたというご答弁がございましたので、掲載された当時の金額、2,650 U S ドル、これを積み上げた金額が幾らか、どういう形か聞いたわけです。後の話はまた後です。今、時系列で聞いておりますので。

○証人（石田義廣君） 答弁がいろいろ行き違いますが、先ほど申し上げましたように、2,650ドルの積み上げた根拠につきましては、国際航空の運賃と人件費と、人件費といいますか、いわばかかった人件費ですね。それと広告等の資金、それと登録費が入っておりますけれども、そういうことで2,650ドルが積み上がっておるということでもあります。

しかしながら、おっしゃられるように人件費ということについては、ここの中には書いてございませんが、そこが修正をさせていただいたということでもあります。

○委員長（瀧口義雄君） 私が修正を認めるとか認めない話ではありませんので、これは町の事業で、御宿町が決定した事項でございます。この中に人件費、広告費等は含まれておりませ

ん。記載されていないものを、それは後になるんでしょうけれども、私は記載当時の話を聞いているわけです。

飛行機代は確かに載っています。登録費も載っていますけれども、登録費も今出ましたけれども、登録費幾らですか。毎年登録費をいただいておりますという話は聞いておりますけれども、現実には私のこの2,650 U S ドルが積み上がった当時のネットに載せた、御宿町が責任者として積算した当時のものを聞きたいと。

よろしいですか。今、もう一度読み上げます。

2018年プログラム料金2,650 U S ドル（以下の費用は参加料金に含まれています）、読み上げた5項目が入っております。参加費用としてここに掲載されておりますので聞いておるんです。

○証人（石田義廣君） 簡単に言いますと、ここに記載されているものはちょっと過ちであったということがございますけれども、この2,650ドルを参加料金として出していただいた場合は、こういうここに書かれております5項目も、いわば学生の皆さんが日本に来て、御宿町に来て、こういう内容についても対応していただけますよという意味で、ここに記載されたということを、後ほどわかったんですけれども、その辺が、これについては昨年までは、こちらで、主催者側で……

○委員長（瀧口義雄君） それは聞いておりません。

○証人（石田義廣君） 対応した内容でございますので、それをですから修正させていただいたということがございます。

○委員長（瀧口義雄君） 私は修正を聞いているのではなくて、今、後ほどわかったと。これは町が町の責任においてやっている事業ですよ。後ほどわかったというのはどういうことですか。言葉尻を捉えるつもりはございませんけれども、以下の費用は参加料金に含まれておりますと、料金の中に入っているんですよ。人件費とか広告費はここに記載されておられませんので、参加者はそれは知らないことです。参加学生は2,650 U S ドルに、この参加費用に料金の中に、このサービスが入っているという認識で払っておるんです。

だから、私が聞いているのは、記載当時の、これがどうやって2,650 U S ドルになったのかという話を聞いているだけですよ。

あなたが公共の公のネットに記載された料金として掲載されているんですから、あなたが後ほど気がついたなんて、それはとんでもない話じゃないですか。あなたが責任者で、あなたが決定者ですよ。ほかに決定者がいらっしゃるんですか。質問でちゃんと答えておりました。町

が決定、町長が決定者だと。

再度お答えを願います。

現実に2月の中旬にネットに掲載された当時の積算で結構ですから。

○証人（石田義廣君） 何度も申し上げますけれども、ここに挙がっている5項目により積算はされていないということで、この掲載に過ちがあった。それ以上のお答えはできません。

○委員長（瀧口義雄君） いや、過ちがあったとか、そういうことではなくて、何でこの数字が出てきたのかということを知っているんです。過ちとか何とか私は一言も言っておりません。何でこの数字が出てきたんですかということを知っておるんです。記載当時の2,650 U S ドルの積み上がった金額を知っているんです。

○証人（石田義廣君） 何度も申し上げますけれども、航空運賃と人件費等と広告経費と諸雑費、また登録費と、そういう内容で積み上がった内容であります。

○委員長（瀧口義雄君） 先ほど何度も申し上げていますが、人件費も広告費もここに記載されておりません。5項目だけでございます。人件費等はまた別の話でございます。私がここで知っているのは、この2,650 U S ドルの積み上がった、この参加料金に含まれていますと書いてありますから、積み上がった2,650 U S ドルをお答えください。

○証人（石田義廣君） 何度も申し上げているとおりでございます。これ以上はお答えはできません。

○委員長（瀧口義雄君） 最後に聞きます。

2,650 U S ドル、以下の費用は参加料金に含まれております。往復の国際航空費、4週間分の中級日本語コース、教材を含む、公式日程中の参加経費、滞在ホームステイ、日本国内の移動経費、参加費、この積算根拠を再度お聞きします。

○証人（石田義廣君） 繰り返します。

これ以上はお答えできません。

○委員長（瀧口義雄君） 答えないということはなかなか難しいんじゃないでしょうか。責任者が石田義廣御宿町長で、これは御宿町が出したホームページで責任を持って書かれて、御宿町が責任を持って積算したものだとは私はこれを見て思っています。そういう中で、積算根拠がない。

○証人（石田義廣君） 経緯と内容、あるいはその積算根拠につきましては、何度もお答えしているとおりであります。

○委員長（瀧口義雄君） 再度お答えください。

人件費等は記載されておりません。記載されていない、今読み上げたものしか含まれておりません。以下の費用は参加料金に含まれていますと。この含まれているもの、積み上げたものを聞いているわけです。それ以上のものは聞いておりません。御宿町が責任を持って公の料金として掲載されているからお聞きしているんです。

答弁をお願いします。

○証人（石田義廣君） この2,650ドルの積算根拠は、何度も申し上げておりますように、航空運賃、人件費、広告費、諸雑費と、また登録費、その積算により、この金額が出ております。

○委員長（瀧口義雄君） 私の聞いているのは当時、掲載当時ということです。何度も私も申し上げますけれども、そういうものはここに記載されておりません。人件費も広告費も記載されておりません。記載されているのはこの5項目だけです。だから聞いているんです。人件費、広告費が記載されておりましたら、私もそれはお聞きしません。記載されていないものを私がフライングして聞くわけがない。そういう中で2,650U Sドルを学生から集めたという、その公の機関が料金として集めた。それは当然のこととしてお聞きせざるを得ないものだと思って聞いております。

○証人（石田義廣君） その記載については過ちがあったと申し上げております。それ以上のお答えはありません。

○委員長（瀧口義雄君） ちょっと勘違いしているようでございますけれども、間違いというのは後でお聞きしますけれども、これを出した当初の話を最初から私は言っています。掲載時にどういう積算で2,650U Sドルが積み上がったのか聞いているんです。後で間違いではなくて、私の聞いているのは掲載当時の話です。

それでは、もう一度お聞きしますけれども、募集が4月15日までと回答されましたが、5月中旬までこの内容で掲載されてきています。先に言ってしまうと料金の話まで言うてしまうんですけれども、私の持っているのも5月中旬、5月25日までこれは掲載されております。修正はされてございません。

もう一度申し上げます。

修正されていないんですよ。これは5月25日です。それで料金の間違いがあったと。間違いは間違いで、それは間違いとして、8月3日に提出された書類では、5月2日から5月10日に振り込まれたんです。これは5月25日の掲載です。何も修正されてございません。

現金は証人が提出された書類で言えば、5月2日から5月10日までにお金が振り込まれています。ということは、5月25日の掲載で修正も何もされてございません。ということで、私は当

初と同じ掲載ということで、間違いがあったとかなかったとか、ネット上で修正はされておられません。現金は既に5月2日から5月10日に振り込まれております。これは石田町長が大地議長から請求があった書類に記載されておりますから。現に、学生はこのネットの条件のもとで振り込んでおりますので聞いております。

○証人（石田義廣君） 現地の担当者からの連絡をいただきまして、4月15日に応募を締め切ったということがございます。そういう中で5月の、それ以降選考期間があつて、5月1日に合格発表された。そして、2日から5月10日までの間に振り込みを皆さんにご通知をされたというようなことを伺っております。

○委員長（瀧口義雄君） 私の聞いているのは振り込みではなくて、積算根拠の、これに基づいて学生が振り込んだということです。だからその根拠を聞いているわけです。

今言っているように、もうお金は振り込まれちゃっているけれども、私は修正云々ではなくて、当初と変わらないんですよ、この内容が。これは5月25日ですから。振り込みはさっき言われたように、何も変わっていないんですよ。だから説明していただきたいということです。

再度お聞きしますけれども、ネットに挙げた2,650U S ドル、現実に学生がお金を支払っております。そういう中で、ネット上では全く修正がされておられません。そういう中で、私の最初から聞いているように、当初の記載当時の掲載当時の2,650U S ドルの料金の積み上げを内訳を聞いているわけです。

○証人（石田義廣君） そのことにつきましては、何度も申し上げているとおりであります。

○委員長（瀧口義雄君） それは答弁になっておりませんので聞いております。

積み上げた金額がわからなくて、何で2,650U S ドルという数字が出てくるんですかと質問しているわけです。

あなたが出した数字ですよ。ご本人です。先ほど最初に読み上げた文章でありますように、ほかの役場の職員はこれに一切関知していないという町長の議長宛てに提出された書類でお認めになっておりますので、役場の職員は関与していないと。町長ご自身です。

○証人（石田義廣君） 4月15日に応募を締め切ったということを現地の担当者から私は伺ったわけございまして、そういう中で、その2,650ドルは内容的なものは先ほど申し上げましたとおり、航空運賃と人件費と広告費、諸雑費と登録費、そういう積み上げであつたということで、現地の担当者として了承を得たということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 再度申し上げますけれども、これは御宿町の事業で、現地の人がどうのという話ではなくて、御宿町が積算した2,650U S ドルです。だから御宿町がこの積算根

拠を述べる話です。現地の人がどうのこうのではなくて、御宿町が事業の主催者で、これを決定したのも御宿町ですから、御宿町にこの積み上げた金額を聞いておるんです。通常の話でございませぬ。

人件費等は記載されておりませぬので。

再度申し上げます。

これは町が積算してインターネットに載せた金額でございませぬ。それが積算の根拠を教えてくださいという私の理由です。それで、公の料金としてお金を集めるという中で、積み上げた金額がわからないうと、そういう答弁はしていないんですけれども、内容を幾ら幾らで、航空運賃と登録料の話はしましたけれども、それが飛行機代、チケットで後で出てきていますけれども、それが幾らなのかという話を聞いているだけです。それで、これは振り込みまでネット上では変わっておりませぬので、再度答弁を求めませぬ。

○証人（石田義廣君） 積算根拠については先ほど申し上げましたとおりでありませぬ、広告掲載に書いてあります、掲載されておるこの5項目についての内容についての積算はいたしておりませぬ。そこにミスがあったということでありませぬ。

○委員長（瀧口義雄君） 要するに積算根拠はないということよろしいんですか。

○証人（石田義廣君） 先ほど申し上げましたとおり、積算根拠はあります。しかしながら、広告掲載の内容が過ちがあったということでありませぬ。

○委員長（瀧口義雄君） では積算根拠というのは、当初のこれを聞いているんです。人件費とか広告費、それはまた違う話でございませぬ。これが記載当時とお金を振り込むまで、ずっとこの状態で掲載されておる。だからこれは以下の費用は参加料金に含まれていませぬと言っておる。5項目ですから、それを聞いているだけです。振り込むまで修正はされておりませぬよ。

再度答弁をお願いします。

○証人（石田義廣君） この内容につきませぬは、何度も申し上げますけれども、実態として航空運賃あるいは人件費、また広告掲載費と登録費と、そういう積算のもとに2,650ドルが出ておると。しかしながら、広告掲載の内容がそういう形にはなっておらなかつたということ、そこに行き届かない面があったということございませぬ。

○委員長（瀧口義雄君） いや、行き届かないとか、そういう話ではなくて、学生は、また、一般の人でもこれを見て、そういう形で応募してきて、そのお金を振り込んでいるだろうと。振り込んだか現金かわかりませぬけれども、2,650ドルを支払っているという形です。それ以上

のことを聞いているわけじゃないんですよ。掲載当時、これで御宿町が計算したものは何と何を足して2,650 U S ドルになったのか。ここに記載されているものを言っていただきたい。費用に含まれていますと書いてあるんですから、それを参加費用を支払った後に間違いでしたというのはまた別の話でございます。私の最初に聞いたのは、掲載時、どうやってこれを計算したんですかということですよ。

それでは、答弁が同じことになっておりますので、これで1時20分まで休憩といたします。また再度、この件についてお聞きします。

(午前 11時50分)

○委員長（瀧口義雄君） 北村昭彦君が所要により退出しております。休憩前に続き証人尋問を行います。

(午後 1時30分)

○委員長（瀧口義雄君） 再度お伺いします。

募集時点の2,650 U S ドルの積算内容の内訳を再度お聞きします。

どうぞ。

○証人（石田義廣君） この1から5項の内容に基づいて2,650ドルが積算されたものではないということを1点申し上げておきます。

そして、冒頭にも少し申し上げましたけれども、2,650ドルを参加料金としてお支払いすれば、このような対価も含まれますよ、受けられますよというような意味合いで掲載してございます。しかしながら、いろいろな面で誤解を招くという部分がありますので、もう少しわかりやすく修正をさせていただいたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 再三の質問と答弁でございますが、明確な答弁を得られなかったので次に移ります。

本プログラムの参加費用の内訳が2017年と2018年と異なっているのはおわかりですか。

○証人（石田義廣君） 2017年と2018年の参加料金が異なっているということでございます。確かにそのとおりでございます……

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラムの参加費用の内訳が2017年と2018年で異なっている理由を教えてください。

○証人（石田義廣君） 1点は国際航空運賃が昨年よりもかなり上がっている状況が1点ござ

いました。もう一点は先ほどにも言及いたしておりますが、人件費あるいは広告掲載費等、そういう諸経費が含まれておりますので、その部分だけ多く参加料金がなっているということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 次に移ります。

平成29年度一般会計予算に学生募集の選考に事業費や予算のないことを証人は認めておりません。

事務局長、自治法第138条の2、210条を読み上げていただきたいと思います。

○事務局長（吉野信次君） それでは、地方自治法の138条の2、210条を読み上げさせていただきます。

地方自治法第138条の2、普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

地方自治法第210条、一般会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

以上です。

○委員長（瀧口義雄君） ありがとうございます。

証人にお聞きします。

予算がないのに、学生募集選考事業を執行した法的根拠を示してください。

○証人（石田義廣君） 法的根拠につきましては、地方自治法138条によりまして、その中身については簡略化して申し上げますと、執行機関が地方公共団体の事務について判断と責任を持って管理し、執行する、地方公共団体は執行する義務を負う。そのような内容でありますけれども、その138条の2に基づいて、この事業を執行したものでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 今、事務局長が読み上げましたように、議会の予算の通った事務等々が前提条件になっております。それが全く欠落して、後段の部分だけを引用しているのではないのでしょうか。前提条件は必須条件ですね。これが今、証人は予算がないことを認めております。予算のない事業ですから、前提条件がないという中で138条の2というのは町長独自の判断でしょうけれども、予算がない中で前提条件がありませんので。

事務局長、138条の2をもう一度読み上げてください。

○事務局長（吉野信次君） 地方自治法138条の2、普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に

基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

以上です。

○委員長（瀧口義雄君） この事業に関しては予算のないことが、今町長は認めておりますので、これ以上この質問はしません。

次に移ります。

業務委託契約についてお聞きします。

業務委託契約の締結日を教えてください。

○証人（石田義廣君） 書類上の締結は2018年7月11日でございますけれども、言葉の上で合意に達しましたのは2月1日でございます。

○委員長（瀧口義雄君） 業務委託契約書を事務局長読み上げてください。

○事務局長（吉野信次君） それでは、業務委託契約書を読み上げさせていただきます。

御宿町（以下、甲と呼ぶ）と特定非営利法人プレ・テキスト（以下、乙）とは、甲の主催する日本メキシコ学生交流プログラム（以下、本件プログラムと言う）事業に関し、以下のとおり、2018年2月1日契約を締結したことを確認する。

第1条、甲及び乙は、本件プログラム、1609年御宿沖で座礁したメキシコ帰航中の船舶の乗員を御宿の村民が救助し、317名の人命を救った史実に端を発し、日本国及びメキシコ合衆国との友好的な関係を維持しつつ、両国の文化的交流を通じて、その親睦と相互理解を深め、両国の発展に寄与することが目的であること、及び本契約は甲及び乙が相互に協力し、係る本件プログラムを円滑に実施するために締結するものであることを確認する。

第2条、甲は本契約の定める条件に従い、本件プログラム事業に関する以下の業務（以下、本件業務と言う）を乙に委託し、乙はこれを受託する。（1）本件プログラムに参加する学生の募集選考、（2）参加者の往復国際航空チケットの手配及びチケット代金の支払い、（3）参加者に対する予定の説明、（4）参加料の徴収並びに精算。

2項、乙は前項（1）の選考が終了した際、甲に対し、直ちにその結果を電子メールまたは書面、その他適当な方法によって報告しなければならない。

3項、前項のほか、乙は甲が乙に対して本件プログラムを実施するにあたって、必要な情報の提供を求めた際、直ちにその情報を電子メールまたは書面によって提供しなければならない。

第3条、本件業務の委託期間は2018年2月から8月末日までとする。

2項、本件プログラムへの参加人数は10名以内、1人あたりの参加料は2,650ドルとする。

第4条、乙は前条2項の参加料により、参加者の往復航空チケット代金、学生の募集選考等に要した人件費や実費等の経費の一切を賄うこととし、甲に対して財政的負担をかけない。

第5条、乙は甲より、本件業務の遂行状況について報告を求められた際、甲に対し速やかに電子メールまたは書面により報告しなければならない。

第6条、乙は本件業務の遂行過程において、第三者に対して損害を与えた場合は、乙が係る損害を賠償し、甲が何ら係る損害を賠償する攻めを負わないものとする。

第7条、甲または乙が相手方当事者に以下の事由が生じた場合には、相手方当事者への催告を要することなく、直ちに本件を解除することができる。(1) 本件プログラムの実施が不能となったとき、(2) 本契約の目的を著しく損ない、または本契約に著しい違反が認められたとき、(3) その他、本契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき。

第8条、甲及び乙は、故意または過失により、本契約の各条項に違反し、相手方当事者に損害を与えた場合は、相手方当事者は当該損害を賠償する責めを負うものとする。

第9条、本契約に定めのない事項については、甲及び乙は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

2018年7月11日。

甲、千葉県夷隅郡御宿町須賀1522、御宿町長、石田義廣。

乙、メキシコ国、特定非営利活動法人プレ・テキストス、代表者タチナ エレナ。

以上です。

○委員長（瀧口義雄君） 今、契約書を読み上げていただきました。

6月定例議会の緊急質問で、石田町長答弁の一部を抜粋して事務局長に読み上げさせます。

○事務局長（吉野信次君） それでは、6月の定例議会の中での緊急質問の抜粋、一部を読み上げさせていただきます。

町長の答弁でございます。

今お願いしているのは任意のグループでございます。そして、代表者が元一等書記官で、今まで経験も豊富ということで、人柄もすばらしいということでお願いしております。委託をするという話ではありません。協力をお願いしている委託契約書というものは存在しておりません。

以上です。

○委員長（瀧口義雄君） 今、契約の類いはないとの答弁を6月にいただいておりますが、契約していたのでしょうか。

○証人（石田義廣君） その時点では、書類上の契約はしておりませんでした。

○委員長（瀧口義雄君） それでは、どういうことでしょうか。

○証人（石田義廣君） 先ほども申しあげましたように、また、この契約書にも記載されておりますように、2月1日をもって口頭上の契約をしたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 任意のグループに任せていると答えていることも、特定非営利活動法人との契約をしていたんですか。

○証人（石田義廣君） 書類上の契約はこの時点ではしておりません。しかし、合意はしておりました。

○委員長（瀧口義雄君） 平成29年度一般会計に募集予算はないと回答していますが、予算がないのに業務委託契約が締結できるのですか。

どうぞ。

○証人（石田義廣君） この参加費用の2,650ドルは町の一般会計予算ではないと考えております。

○委員長（瀧口義雄君） 私の質問は、予算がないのに業務委託契約ができるのですかということですか。

○証人（石田義廣君） ここに契約書がございますように、契約はできると思います。

○委員長（瀧口義雄君） 法的根拠を示してください。予算がないのに業務委託契約です。町が発注者でございます。

○証人（石田義廣君） 町と業務委託契約をこのように両方で結んでおります。これは事実であります。

○委員長（瀧口義雄君） 事実は承知しております。事実の中で、これは業務の委託契約です。根拠を示していただきたいと思います。

○証人（石田義廣君） 町が主催者としての業務委託契約でございます、ここに書かれております業務をお願いする、委託するということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） それはわかっております。おっしゃるとおりだと思っています。予算がない中で業務をできる根拠を教えてください。

○証人（石田義廣君） 委託契約にかかわって費用とか予算は必要ではございませんでした。また、業務を行っていただくために予算は必要ではございません。

○委員長（瀧口義雄君） すみません、私の聞いているのは、根拠法令を示してくださいと。

○証人（石田義廣君） このたびのこの事業については、町が主催者としてございます。主催

者とこの特定非営利法人が契約を結びました。主催者というのは私の理解は法的概念ではありません。そのように理解しております。

○委員長（瀧口義雄君） それでは、契約というのはどういう形になるんですか。契約の形態。これは業務委託契約書で、御宿町長の名前でなっております。業務委託です。

どうぞ。

○証人（石田義廣君） すみません。

根拠法令ということでございますが、強いて申し上げれば、先ほど申し上げました自治法138条の2ということになるかと思えます。

○委員長（瀧口義雄君） その138条の2は予算という形で予算が伴っておりません。この関係は証人が答えているように、募集予算はないという回答でございますので、根拠がないという形になっております。ですから予算がない中で、何で業務委託契約ができたのかということ聞いておるんです。

○証人（石田義廣君） 自治法138条の2というのは、今おっしゃられました予算についての言及のみではありません。予算がないからできないという138条の2の趣旨はないと私は理解しております。議会の議決に基づいて出したということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 再度お聞きします。

議会の議決に基づいて出したとは何を出したのでしょうか。

○証人（石田義廣君） 議会の議決というのは可決と否決があります。このたびは否決でございました。そのことに基づいて、私はこの業務を委託契約したということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 証人、失礼なんですけれども、否決は3月20日でございます。これは2月1日という形になっております。削除の前でございます。

答弁に食い違いがございますので、再度申し上げます。

これは平成29年度一般会計予算に予算がないということで3月20日の修正可決とは違います。

○証人（石田義廣君） 平成29年度には予算がございませでした。予算がない中で、このような口頭上のその時点で合意をしたということです。

○委員長（瀧口義雄君） 最終的に7月11日に文書を交わしたということですが、7月11日時点でも文書は作成した。時期が7月11日に確定されているのであれば、その時期も予算はございましたか。

○証人（石田義廣君） 今対象となっている予算については一般会計予算ではありません。一般会計予算は平成29年度はございませ。また、平成30年度もございませ。しかしながら、

この業務契約の対象は参加料金が対象になっております。

○委員長（瀧口義雄君） 私の聞いているのは参加料金ではなくて、予算がない中で何で業務委託契約ができたんですかという、その根拠法令を聞いているんですよ。参加費云々ではないんですよ。何で契約したんですか。これは御宿町が契約している契約書でございますので。

○証人（石田義廣君） 先ほども事務局長が読み上げましたとおりでございます、地方自治法138条の2ということに書かれてあります。そういうことで、この根拠に基づいて事務を執行したということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 私が質問しているのは、執行者、御宿町では石田町長、これが公共団体の条例、予算、その他議会の議決に基づく事務です。議会に基づく事務という形で138条の2を出してきた中で、平成29年度予算及び平成30年度一般会計予算にないことは証人も認めておる中で、後段の自らの判断の責任においてという執行する予算がないということで前提となるものがないんですよ。あったら示してください。

○証人（石田義廣君） ご指摘のとおり町には予算がございません。しかしながら、この事業は非常に重要な事業であるという判断の中で、他の関係機関の大きなご支援をいただいて、この事業を実行したということです。

○委員長（瀧口義雄君） 大切とか、そういう形の政策の重要度を聞いておるのではなくて、業務委託契約、これが今、証人が言われた138条の2というのを読み上げましたけれども、重要なものと問題を転換しないで、私の聞いているのは、法令は何かという中で、今挙げたのは、議会の議決に基づく事務ではないという中で、138条の2というのは逸脱しているのではないかと。法令根拠に基づいて事務執行を行われるというのが、この138条の2でございます。何度も読み上げていますけれども、この問題が重要だとか大切だとか、そういう問題は私たちは今ここで議論する場ではございませんので、法令根拠、予算がなくてできる法令根拠。今答えたのは、議会の議決に基づく事務という形のもものが成立しないということを申し上げておるんです。

○証人（石田義廣君） 私はこの事業を執行権に基づいて実施をいたしました。議会の議決は否決でございましたけれども、執行権は議決権に縛られないと、議決権により執行権を縛る法はないと理解しております。

○委員長（瀧口義雄君） 先ほど申しましたけれども、議会は否決ではなくて修正可決でございます。これは3月20日でございます。これは2月1日でございます。2月というのは平成30年2月1日、修正案が可決されたのは3月20日で、言っていることは時系列的におかしいでござ

ざいます。

○証人（石田義廣君） 先ほども何度も申し上げておりますけれども、平成29年度にこのことに関する予算はございませんでした。平成30年度もございません。そういう中で、私は非常に重要な事業であるという考えのもと、執行権に基づいて業務委託契約を行ったということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 答弁が少し変遷していますけれども、執行権に基づくものであっても、条例の範囲内ということでございます。それで今言われた、否決されたからという言葉が出てきましたけれども、私たちは、今質問聞いているのは2月1日に契約したという話なので、2月1日時点で予算がないことは証人は認めております。予算のない中で契約はできるのかという質問に対して、今挙げた138条の2という形を証人はお答えになりましたけれども、それは今言われたような形で、議会の議決に基づく事務という形の中で、それはなかなか難しいという形で根拠法令を再度聞いたわけですがけれども、執行権云々も、それは証人にはあると思いますけれども、それは条例内の話で、条例を超えるような契約ができるんですか。

○証人（石田義廣君） 業務委託契約に係ります予算は町の一般会計予算ではないと理解しております。

○委員長（瀧口義雄君） ないから、どうやって契約できたんですか。業務ですから。

○証人（石田義廣君） この事業は非常に重要な事業であるということの中で、業務委託契約を結んだということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 重要なとか、そういう形は、ここでは政策の重い、低いは問うておりません。同じことを聞いております。業務委託契約が何の根拠法令によって執行したんですか、契約したんですかということですか。

○証人（石田義廣君） 繰り返しますが、138条の2に基づいて、ここにも書いてございますように、議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を、非常に重要な事業であるということの中で、私は議会の議決に判断が、そのようにございましたので、このような形で結んだということですか。

○委員長（瀧口義雄君） 町長、これは2月1日の契約で、予算は3月20日に修正されておるんですよ。予算がないというんじゃなくて、修正でないというわけじゃなくて、最初からついていないんですよ。議会が云々ではなくて、最初から予算案は提案されてなかったんですよ。平成29年度2月の契約ですから、平成29年度予算には入っておりません。重要な政策とか、そ

ういう問題じゃなくて、予算がない中で、議会が否決したわけじゃない、これはついていないんですよ。会計上、計上されていなかったと、そういうことでございます。証人が2月1日ということでお答えになっておりますから。

○証人（石田義廣君） 少し混同しているところもありますが、2月1日の契約については、口頭上の合意ということでございます。ですから、予算がなくても当然合意はできます。そういう中での契約の締結であります。

○委員長（瀧口義雄君） そうしますと、2月1日が契約日ではないんですか。私は契約日はいつですかと聞いたら、2月1日だと。平成30年2月1日という答弁をいただいておりますけれども、では2月1日は契約日ではないんですか。7月11日ですか。

○証人（石田義廣君） 2月1日は口頭上の契約合意をしたという意味で表記されております。

○委員長（瀧口義雄君） それでは、本来の締結日はいつですか。二通り、2月1日と7月11日を述べていますけれども、どちらが本当の契約なんですか、そういう言い方をすると。2つ言っていますから確定してください。

○証人（石田義廣君） どちらがということではございませんで、両方とも契約でございます。2月1日は口頭上の合意及び契約、7月11日は書類上の契約ということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） だから私たちが言っているのは、文書のほうが確定したもので、口頭でも私たちは契約だという話を聞いておりますので、どっちなんですかと聞いておるんです。2つ契約日があるというのはちょっと解せない話なので、どっちか確定してください。

○証人（石田義廣君） ただいまのご見解はご見解として承っております。

○委員長（瀧口義雄君） あなたが承る話ではないんだよ。私は質問しているんです。どちらが締結日ですかという話なんですよ。

○証人（石田義廣君） 今申し上げましたように、両者とも締結しております。

○委員長（瀧口義雄君） 締結日が2つあるということですか。確認です。

○証人（石田義廣君） 何度も申し上げますけれども、2月1日は口頭上の合意、契約ということございまして、7月11日は書類上の契約と。

○委員長（瀧口義雄君） 書類上の契約、口頭の契約、同じ事業で契約書が2つというのはあり得ないと思いますよね。どちらなんですかという質問なんですよ。両方だというお答えですか。

よろしいですか。

ではもう一度申し上げます。

この契約書の中に、以下のとおり、2018年2月1日に契約を締結したことを確認すると書いてあります。あなたが契約書にこう書いてありますので、サインというか押印してありますので、7月11日にそうだとおっしゃるんですか。ここに確認すると、もう一度読み上げます。

以下のとおり、2018年2月1日、契約を締結したことを確認するという文書になっております。これは業務委託契約書という形で提示されております。

どうぞ。

○証人（石田義廣君） 2月1日に口頭上で契約、合意をしたということでございまして、そのことを2月1日に締結したことを確認するという、この契約書について7月11日に契約を結んだということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） はっきり申しまして2月1日に確認しているんです、あなたの文書です。言いますけれども、予算はどっちもついていないんですよ。根拠法令を聞いたら、大事な事業だというだけで、この根拠法令は私たちはあたらない、該当しないという考えでおります。それは私たちの考えですけれども、それはお互いに考えはあると思いますけれども、138の2の適用はなかなか難しいという判断は私たちの判断でございまして。

もう一度お聞きします。

どちらが締結日なんですか。最初の答弁は2月1日という答えをしておりますけれども、それを修正なさるんですか。

○証人（石田義廣君） 先ほども申し上げましたけれども、書類上は2月1日の書類はございませんけれども、2月1日が合意による契約ということで考えております。

○委員長（瀧口義雄君） そうしたら、2月1日という確定でよろしいんですね。

○証人（石田義廣君） よろしいと思います。

○委員長（瀧口義雄君） ということは2月1日に契約したということで了解いたします。

根拠法令は138条の2という中で、議会の議決に基づく事務という、私たちの議会で2月1日には否決もしていません。予算がなかった。石田町長としての予算請求をしていない中で事務執行をしたという、これは事実でございましてね。予算がないということは確認しておりますけれども、それでよろしいんですね。

○証人（石田義廣君） 2月1日の時点では予算はございません。

○委員長（瀧口義雄君） じゃ次に移ります。

業務委託契約書第4条では、学生からの参加料を往復航空チケット代、学生の募集選考等に要した人件費や実費等の経費を一切賄うと記載されていますが、公金をこのように使用するこ

とはできるのでしょうか。

自治法210条を読み上げてください。

○事務局長（吉野信次君） それでは、地方自治法の210条を読み上げさせていただきます。

一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

以上です。

○委員長（瀧口義雄君） もう1点、私人が公金を収納し、支出をさせることができるのでしょうか。これは支出をさせるのです。

そういう中で地方自治法第243条を読み上げてください。

○事務局長（吉野信次君） 地方自治法243条。

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

以上です。

○委員長（瀧口義雄君） 2つの条例を今事務局長が読みましたけれども、先ほど契約、2月1日に契約した団体は公的な団体ではないという中で、私人が公金を収納、支出させることはできないと条例に規定されております。

それと、地方自治法第210条は、公金は一旦町の収入にして、それから支出は支出として出さなければならないという総計主義の会計を法律に定めております。これにどうやって適合するのでしょうか。お答え願いたいと思います。

どうぞ。

○証人（石田義廣君） 今おっしゃられました、この参加料金として集められた費用、参加料金につきましては、243条に言う公金にはあたらないと思います。また、町の収入にはあたらない、そのように理解しております。

○委員長（瀧口義雄君） 町長は公金という形で答弁しております。これはそういう答弁に基づいた質問になります。町が集めた金が、ネットで御宿町主催で集めた金が公金ではない、そうおっしゃるんですか。

今、休憩前に町長は公金という形で私は念を押しました。それで、町長は了解しました。そういう中の質問でございます。

公金を私人に扱わせることはできないというのが地方自治法第243条、また、町の事業として町が主催としてやる事業で集めた参加費も、一旦会計室に納入して、支出は支出でまた予算

立てして出すのが総計主義で、自治体の原則でございます。

○証人（石田義廣君） 今申し上げましたとおりでございます、243条に言われる公金にはあたらないと思います。

○委員長（瀧口義雄君） 証人自身が公金と答えておるんですよ。ここへ来て公金ではないと訂正なさるんですか。町が集めた、町がネットで募集して、町の責任において集金した参加料です、これは。事業費でございます。これが公金ではない。いや、公金だと答えていますからね。私が公金だという形で質問しておりますから。

公金であればというか公金ですので、地方自治法第243条、地方自治法第210条、これをどう解釈するんですかという質問です。

○証人（石田義廣君） 先ほども少し申し上げましたけれども、公金に関する解釈といいますが、理解はいろいろあると思います。現在において、243条に言う公金にはあたらないのではないかと考えております。

○委員長（瀧口義雄君） 公金にいろいろあると言っていないよ。何があるんですか。町が集めるお金は全て公金ということではないのでしょうか。何があるんですか、ほかに。町が集めるお金で公金でないものはあるんですか。

○証人（石田義廣君） この参加料については、およそ1カ月にわたる旅行の費用、実費でございますので、そういう考えのもとに、なかなか一般的に言う公金、即公金だという考えには現在至っておりません。

○委員長（瀧口義雄君） すみません、参加料ですか。

それは証人、町のネットで明確に2,650 U S ドルとうたって、参加費用の内訳までうたって、それで町が集めたお金でございます。それが公金でないという、それこそどこに公金ではないという理由があるんですか。これは町のネットでございます。これに掲載されて、学生は御宿町というブランドを信用して2,650ドルを参加費としてお支払いしたと。町ではない、公金ではないというのなら、このお金は何にあたるんですか。公金にもいろいろあるという言い方をしましたが、ではいろいろある公金をご説明ください。

どうぞ。

○証人（石田義廣君） このたびは非営利法人が参加料を徴収しておるということでございます。町主催でございますので、例えば、町主催で団体旅行をやっている。それはやはり民間が例えば費用を徴収して、そういう形。それは一般的には私は町の収入にはならない、町の公金にはならないんじゃないかなという理解でございますので、一概には言えないのかなと思って

おります。

○委員長（瀧口義雄君） よろしいですか。自分の書いた契約書でございます。第2条を読んでいただければ、これは契約がどうのこうのではないんですけれども、町が参加料の徴収並びに精算をとという形ですけれども、精算は問題あるし、徴収はいろいろな形はあるとしても、町のお金に変わりはないじゃないですか。だから先ほど、公金にはいろいろとあるとお答えになったのでしたら、公金とは、私は答えてはいますけれども、証人が公金にいろいろとあると言う中で、243条を適用できないということを私が申し上げておる中でできるという話を聞きたいんですよ。基本的に210条は一旦収納したお金を町の収入や支出に会計室が納める。それから、支出は支出で出ていくのが、これは自治体の原則でございます。それと、私人に公金を収納、支出をさせない。これは自治法の第243条。今の証人の答弁はそれを明確にする答弁ではないということです。

もう一つ言いますと、業務委託契約に、要するに徴収させると。これは町のお金だという認識がここに示されております。そういう中で第4条が問題ではないかということで私がお聞きしているわけです。まずこれは公金だということはもう認めてありますから、私人に公金を収納、支出させることはできないという243条の法令がございます。

それでは、10分間の休憩をいたします。

(午後2時30分)

○委員長（瀧口義雄君） 休憩前に続き会議を開催します。

(午後2時42分)

○委員長（瀧口義雄君） 再度お聞きします。

地方自治法第210条、地方自治法第243条と、この業務委託契約、どう適合させるのですか。

○証人（石田義廣君） 先ほども申し上げましたけれども、公金という定義であります、理解にはいろいろあるとの考えの中で、243条に言う公金ではないと考えております。

○委員長（瀧口義雄君） 再度お聞きします。

公金ではない理由を述べてください。

どうぞ。

○証人（石田義廣君） 細かくはまた申し上げなければいけませんけれども、集めたお金がこれはもう現場的といいますか、現状的な意味合いから、これは町に、例えば入ってくる前にい

ろいろいろ経費がかかるわけでございまして、いろいろな状況の中で、これはやはり町の収入ということには私はならない、そういう意味でも公金ではないと思います。

○委員長（瀧口義雄君） それは全く、この210条を考えていない答弁ではないかなと。町に入る収入の前に経費を使ってしまったと、そういう契約はないと思います。一旦町に収入として上がり、支出は支出として予算立てするのが町の会計予算の組み立てでございまして。途中で上がったお金を使ってしまっていいというような公金の扱いはございしません。支出は支出、収入は収入として明確に区別されているのが地方自治体の総計主義の会計でございまして。これは集めたお金を使ってしまっていいという、今の証人の答弁でございまして。支出は支出、収入は収入、これで予算立てをするのが自治体の仕事です。今のはなかなか適合させるのは難しい。

それと、公金は公金でございまして。公金を途中で私人に扱わせることは法令上難しいという判断でございまして。集めた参加費を途中で諸経費で使っていいというような公金の取り扱いは法令上あつたら答弁してください。

○証人（石田義廣君） 提出書類に示してございますように、業務委託契約にのっとり、この事業を汎用しておるということであります。

○委員長（瀧口義雄君） だから今聞いているのが、業務委託契約書についての、まず入り口から聞いているわけですよ。契約をいつしたかとか、そういう形で業務委託契約について聞いていて、ここでそういう業務委託に、これを全部契約書に書いてあるという書く前の条件整備が整っているかという質問の中で、これは業務委託契約にあるからという話ではないんです。業務委託契約そのものに質問しているわけですから、それは答弁ではないということです。

次に、今、事務局長が読み上げた業務委託契約書は、これは誰が作成したのですか。

○証人（石田義廣君） 弁護士のご指導をいただきながら作成したものでございまして。

○委員長（瀧口義雄君） 弁護士とは。

○証人（石田義廣君） 本日、ご出席いただいておりますシライ弁護士及びヒロナカジュンイチロウ弁護士でございまして。

○委員長（瀧口義雄君） これは弁護士の指導のもとにつくった契約書ということで、7月11日に確認した、文書になったということですね。

制作したのは石田町長、今の証人でございましてか。

指導を受けたのはわかっています。今のお二人の弁護士からご指導いただいた。これを制作した、契約書をつくった人、責任者というのは証人でよろしいのですか。

○証人（石田義廣君） ごく簡単でありましたが、私のほうで原案を作成しまして、いろいろ

なご指導をいただきながら作成させていただいたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） もう一度聞きます。

作成したのは証人本人ということによろしいんですね。

○証人（石田義廣君） はい。

○委員長（瀧口義雄君） 本人ということで確認しました。

では次に移ります。

入札の実態がない中で、これは随意契約による契約というものがなされたという考えでよろしいんですか。

どうぞ。

○証人（石田義廣君） そのとおりです。

○委員長（瀧口義雄君） そうしましたら、随意契約の根拠を示してください。随意契約に至った根拠を示していただきたい。

○証人（石田義廣君） このたびの案件につきまして、私なりにやはりしっかりと対応していかなければいけないという中で、弁護士の先生方のご紹介をいただいて、ご指導をいただいて、私の意思によって決めさせていただいたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 私の質問は随意契約という契約がございます。そういう中で、随意契約の根拠となるものを示していただきたいと。

どうぞ。

○証人（石田義廣君） この契約の内容につきまして、やはり内容について最も適したご指導をいただきながら、この事業を成功に導かなければいけないという私の判断で契約をさせていただきました。

○委員長（瀧口義雄君） 私の聞いているのは、随意契約という契約がございますので、それは了解しています。今、答弁にありましたから。随意契約と競争入札いろいろとありますが、随意契約という契約の一言があります。ではどこを根拠にして、これを随意契約としたかという、その法令の根拠を示していただきたい。それが質問です。

どうぞ。

○証人（石田義廣君） 随意契約の条項、いろいろ自治法にもあると思いますが、何条何号というのは手元にはございませんが、とにかく町に最も利益を生む内容だという判断の中で随意契約をしたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 失礼ながら答弁になっておりません。

契約は事務上の手続が必要でございます。それは法令根拠に基づいて、大切な契約でございます。その根拠を示していただきたい。これは当然の話でございますので、お聞きしているわけです。

随意契約というのはお認めになりました。私も随意契約はそういう形でなされたという中で随意契約に至る根拠を示していただきたい。また、随意契約の内容は後で確認させていただきますけれども、まず随意契約に至ったという根拠を示していただきたい。

○証人（石田義廣君） 現在、手元に条文の内容がございませんので、その点についてはお答えしかねます。

○委員長（瀧口義雄君） これは2月1日か7月11日かわからないけれども、契約を実行したんですよ。実行した根拠、それを聞いているので、手元にないというんなら補佐人に聞いていただきたい。資料がないなら一旦休憩いたします。資料をお持ちでないということであれば一旦休憩しますので、自治法の、あるいは、という中で、当時、2月1日に結んだ随意契約の根拠を示していただきたい。

では一旦休憩します。

10分間でいいですか、10分間で。

では10分間休憩します。

（午後2時54分）

○委員長（瀧口義雄君） 休憩前に続き会議を始めます。

（午後3時11分）

○委員長（瀧口義雄君） 随意契約の根拠を示してください。

○証人（石田義廣君） 随意契約の根拠につきましては、地方自治法の施行令第167条の2、第6号に基づいて契約をいたしております。

○委員長（瀧口義雄君） 第6ということですがけれども、競争入札をしなかった根拠を示してください。

○証人（石田義廣君） 競争入札をしなくて随意契約を行ったということでございまして、この第6号には競争入札に付することは不利と認められるときとあります。このことに基づいて契約をしたと。

○委員長（瀧口義雄君） 随意契約という形の中で財務規則、随意契約の見積もり徴収書をと

るという中で、予算執行者が随意契約に付するとき、二人以上から見積書を徴さなければならないという。

日墨協会という組織もごございます。どういう形でこの法人を選んだのか。1者指名という形になっております。随意契約では、2者以上から見積もりを徴さなければならないという形になっております。日墨協会は本来、今年度の事業ということで予定したような形で御宿とも日本とも大変そういう形で深い関係にある中で、日墨協会を除外した理由、この法人にやった理由をお聞かせ願いたいのと、1者随契という形ですので、見積書を読み上げてください。

○証人（石田義廣君） 随意契約の場合は例外といいますか、特別な事情があるときには1者でよいということもごございますが、そういう中で、なぜこのプレ・テキストに特定非営利法人と契約を結んだかといいますのは……

○委員長（瀧口義雄君） 町長、質問に答えてください。

私は見積書を徴さなければならないという条例に書いてありますので、それで聞いているんです。1者だけ選んだというのなら、それはまた後でお聞きしますけれども、1者から見積もりを徴するものとするという施行令、137条に1人から見積書を徴するものという規定がございます。まず、見積書を読み上げてください。

○証人（石田義廣君） お手元に示しますとおり、この業務委託契約については、予算を伴っておりません。そのようなことで見積書はございません。

○委員長（瀧口義雄君） 見積書のない業務契約、それは業務ですよ。金銭がかからないということをおっしゃいましたけれども、ゼロベースですか。

私の聞いているのは、金銭がかからないんじゃないじゃなくて、見積書をお読みくださいという形。それで、随意契約になるんですよ。1者を選んだという、それはそういう判断をなされたという中で、予算執行者等はこの形で書かれております。

見積書をお読みください。

○証人（石田義廣君） この契約について予算は執行されませんので、見積書はございません。

○委員長（瀧口義雄君） 今、予算は使わないと言いましたね。私は先ほど集めたお金は公金だという形の話を行っていますけれども、予算がないから見積書をとらない、徴さなかったんですね。

そうしますと、もう一点、財務規定の中で施行令167の2の1項3号、規則で定めるとき、手続は次のとおりに定めるところによると。契約を締結する前に、契約内容及び契約の相手方の決定方法を公表すること。公表なされましたか、2月1日。年度前です。

○証人（石田義廣君） 2月1日については相手方といろいろな合意した契約日でございます、その内容について、詳細は現在把握しておりません。

○委員長（瀧口義雄君） 私の聞いているのは、今読まれたもの、契約内容及び契約の相手方の決定方法を公表することとなっているんですよ。これは締結前です。なされましたか。私の聞いているのは、契約を締結する前という話です。なされましたか。

○証人（石田義廣君） 合意をしたということは……

○委員長（瀧口義雄君） 私の聞いているのは、なされましたかということです。

○証人（石田義廣君） 2月1日の時点で公にそのようなことをしたというちょっと記憶は持っておりません。

○委員長（瀧口義雄君） やっていないということですか、それとも記憶がないということですか。どっちですか。今2つ答えがありましたけれども、やっていないんですか、それとも記憶がないんですか。

○証人（石田義廣君） その辺の細かい部分については、やはり大分前のことでありますので、それは差し支えなければ後ほど確認をさせていただきたい。現場等の関係がございますので……

○委員長（瀧口義雄君） それは失礼ながら細かい話ではございません。随意契約という契約業務の一環の最低限のものでございます。それと、契約を締結した後に契約の相手、契約内容及び契約金額を公表すること、公表なされましたか。私たちは7月25日に書類はいただきました。公表なされましたか。

○証人（石田義廣君） 全ての今のおっしゃられることが公金とか、そういうことに準じてきておると理解しておりますので、その辺の見解の相違に基づいた部分について、私は委員長は述べられて、基本がそうであるんじゃないかなと思いますけれどもね。

○委員長（瀧口義雄君） それは大変失礼な話ですよ。

私は金額の云々ではなくて、契約事項の話をしているんですよ。随意契約の契約に至るまでの話で、今のは答弁ではない。私に対する文句じゃないですか。契約を締結した後に、契約の相手方、契約内容及び契約金額を公表すること、こう書かれておりますよ。

答弁してください。

○証人（石田義廣君） 2月1日に合意に達したということでございますので、そのときの状況については、今確かな記憶がございませんので、申し上げることはできません。

○委員長（瀧口義雄君） 記憶にないということですね。それでよろしいんですね。

そういう中で、先ほど証人から答弁の中でありましたけれども、弁護士にいつご相談をなされたんですか。

○証人（石田義廣君） 7月の上旬であったと思います。

○委員長（瀧口義雄君） 日にちは。

○証人（石田義廣君） 7月5日でございます。

○委員長（瀧口義雄君） 先ほど167条の2という中で、日墨協会もこういう形で活動できる。本来なら今年そういう形で日墨協会と協定を結びたい、契約を結びたいという話は聞いておりましたけれども、日墨協会とこの団体の比較はどうかされたんですか。

○証人（石田義廣君） この契約した団体につきましては、かねてから第1回目から大変お世話になっております。元在日メキシコ大使館一等書記官のご紹介と、非常にごく親しいといえますか、よく御宿町あるいはメキシコの事情、日本の事情をご存知の方でありますので、そのようなことで契約に結びついたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 委託先のプレ・テキストの法人登録内容について教えていただきたい。書類がありませんので。

どうぞ。

委託先のプレ・テキストの法人登録内容について教えていただきたい。大変すばらしいとおっしゃっていました。

○証人（石田義廣君） その内容については現在手元ございません。

○委員長（瀧口義雄君） 失礼ながら、法人登録、要するに委託契約する内容を把握していないんですか。業務実績について、またこの会社の設立はいつなされたんですか。これは定款があつてしかるべき、添付されなかった書類。だからお聞きしているんです。何も私たちはわからないんですよ、これは。日墨協会は理解できます。これは初めて出てきた名前ですので、法人登録内容、要するに定款ですね。業務実績、これはいつこの会社が設立されたのか、どういう活動をなさっているのか。それがすばらしいという形で、日墨協会よりこちらを選んだという形なんでしょうから。

どうぞ。

○証人（石田義廣君） このたびの提出要求書類には、そのような書類は入ってございませんので、提出をいたしませんでした。

○委員長（瀧口義雄君） 提出は結構です。今、ここの場でお答え願いたいと思います。

業務委託契約が出てきたので、その内容について今質問しているわけですから、提出は書類

です。それについてお伺いしているだけの話です。公印も押されておりますので。

○証人（石田義廣君） いろいろな人間関係とか関係性の中で素晴らしい特定非営利法人であるという認識がございまして、そのほかの資料は今手元にはございません。

○委員長（瀧口義雄君） 証人、それは答弁になっていないですよ。契約をなされたら、町長公印も押されて契約されているという中で、法人の登録内容、業務実績、最低限、いつこの会社が設立されたのか、どこにあるのか。それは立派なとか何とか言うんでしたら、私の今聞いたものを1点ずつお答えください。当然の話で、契約した相手が立派とか立派じゃないとか、私たち御宿に住んでいるものはわかりません。町の代表として石田町長が公印を押して、業務委託契約をなされた。見積書もない。

2月1日に契約なさっているということですから、当然プレ・テキストの法人の登録内容、業務実績について、いつこの会社が設立されたのか、定款等をお示しください。契約したのは証人自身です。

○証人（石田義廣君） 今申し上げましたとおり、書類等は現在ございません。この会社の内容につきましては、いろいろな人間関係性の中で素晴らしい会社であると認識しておるわけでございます。

○委員長（瀧口義雄君） すばらしいとかそういうことを聞いておるのではないんですよ。すばらしいというなら、比較検討ですから、そうではなくて、私の聞いているのは単純明快な話です。法人登録の内容について、業務実績について、いつこの会社が設立されたのか、それを聞いているだけですよ。

○証人（石田義廣君） 現時点では、そのような詳細は把握しておりません。

○委員長（瀧口義雄君） 今、詳細を把握していないという中で、それでは、167条の2、これを適用した根拠がなくなってしまうですよ。把握していないで、相手の今言われた、私が述べた法人の登録内容、業務実績、いつこの会社が設立されたのか、これを把握していないで契約したということですか。そうしますと、167条の2が適用できませんよ。

○証人（石田義廣君） 先ほどメキシコ大使館の元書記官のご紹介ということでございましたが、このNPO法人はご本人の父母が経営するNPO法人でございます。そして、この選考にかかわった皆さんはそこに雇われているという形になっておりますけれども、そういう中で、私もお家族に二度ほどお会いしたことがございますけれども、父親については非常に、元国家的な国の非常に重要な要職にあつて、非常に……

○委員長（瀧口義雄君） 証人、ちょっと待ってください。

私の聞いているのは、委託先の法人登録の内容について教えてください。あと業務実績について教えてください。いつこの会社が設立されたのですか。人間関係は聞いておりません。

○証人（石田義廣君） お会いしたときに何らかの知識といたしますか、いろいろな情報をいただいたんですが、現在よく覚えておりません。そういう中で、今委員長申し上げました内容については把握しておりません。

○委員長（瀧口義雄君） 今、自分の答弁何て言ったかわかっているんですか。把握していない中で二者選択をしなければならないという、今読み上げた167条の2、日墨協会というのを、要するに不適格という形の中で選ばなかったと。それは選択肢はそちらにありますけれども、選択基準は何で選んだんですか、全く不明ですか。

いつ設立されたんですか、この会社は。まずそれからお答えください。この会社はいつ設立されたんですか。何年何月何日と。当然の話ですよ、契約するにあたっては。最低必要条件ですよ。業務実績、法人登録内容、これがわからなくて、どうして1者に随意契約ができるんですかというのを私が聞いた中でお答えを待っているわけです。

通常、契約するときは定款等を用意するのが、先ほど述べましたけれども、条例でそういう形になっております。契約を締結する前に契約内容、相手方の決定方法を公表する。これが136条の2項、契約を締結した後に、契約の相手方、契約内容及び契約金額を公表すると書かれているから聞いているわけです。一切していないじゃないですか。

もう一度読み上げましょうか。

契約を締結する前に、契約内容及び契約の相手方の決定方法を公表する。契約を締結した後に、契約の相手方、契約内容及び契約の金額を公表する。金額も公表されておりません。見積書も徴しておりません。これは業務ですから。

定款をとらなかったんですか、契約する前に。2月1日の前に定款をとらなかったんですか。質問しているんです。定款をお持ちですか。

○証人（石田義廣君） 定款はとっておりません。

○委員長（瀧口義雄君） 業務実績、ではそれもわからないわけですね。教えていただきたい。いつこの会社は設立されたんですか。それもわからないで167条の2は適用できないですよ。

証人いいですか、定款もないということは業務実績、いつ会社が設立されたかもわからないということですか。何もわからずに締結したということですか。お答えください。

○証人（石田義廣君） 資料については持ち合わせておりませんので、現在ではお答えできません。

○委員長（瀧口義雄君） 資料はあるんですか。あるんならお待ちしますからとってきてください。

休憩します。

どうぞ。

○証人（石田義廣君） 現在にはございません。ここにはございません。

○委員長（瀧口義雄君） 休憩しますからここに持ってきてください。資料があるという話でしたら、じゃ資料をお待ちしますので……

○証人（石田義廣君） 時間がかかります。

○委員長（瀧口義雄君） 何で時間がかかるんですか。

○証人（石田義廣君） 取り寄せるとしたらメキシコからでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 取り寄せるのではないじゃないですか。メキシコから取り寄せるというのは、あなたが契約者ですよ、発注者でございます。資料をそろえて、契約の決定方法、これを2カ月前に公表しなければいけない。それをメキシコから取り寄せるということは全くないということを今あなたが言ったということによろしいんですか。何もない。メキシコにある。御宿町役場の石田町長が押印して契約した相手方の関係書類がメキシコにある、御宿町にはないと。そういうことですか、今の答弁は。

○証人（石田義廣君） 現在、こちらにはございませんので、また私が言うのは間違っておるかもわかりませんが、今申された資料について、要求があれば出したいと思うんですけども。

○委員長（瀧口義雄君） 失礼ながら、要求とかそういう問題ではなくて、契約した内容です。私たちの百条委員会がその資料を要求したとかしないじゃなくて、契約事項が出てきましたので、それに関係する、どうして随契に至ったんですか、この会社を選んだんですかという質問だから、契約した当事者、発注者が答える。資料があるとかないとかじゃなくて、私の質問に答えるのが今日のあなたの立場で、資料請求とか、そういう問題ではない。契約をしてしまった過去の話です。

当然167条の2を適用するには相手方を知って契約するわけ。2者じゃなくて1者に選定したというんでしたら、こちらがいいと選んだものはどういう形で1者にしたのかと。メキシコにあるという話では、これは契約にならないでしょう。今御宿にないと。契約の根底が崩れるじゃないですか。136条の2項も全くあたらないじゃないですか。あなたは公表したとかしないとか、忘れたとか言わないとか、そういう話ではなくて、この条例に沿ってやっていないじ

やないですか。資料請求とかそういうのじゃなくて、この業務委託契約書が出たから、この内容について私たちは質問しているんです。資料請求の話ではない。

私の質問は、今質問した4点でございます。

契約相手を把握していない、実態を知らないということですか。契約に至る内容、最低条件の話です、これは。

まず、随意契約にあたるに至った中で、定款も今読み上げた業務実績についても、いつこの会社が設立されたのかというものもわからないで契約したということですか。質問です。

○証人（石田義廣君） 先ほども申しあげましたけれども、実際的な責任者といいますか、いろいろな面で中心的な活動をしていただいております……

○委員長（瀧口義雄君） 町長、それは答弁ではございません。

私の聞いているのは、法人登録、業務実績、いつこの会社が設立されたか、説明は結構でございます。それだけお答えください。

○証人（石田義廣君） 今申しあげました現場の責任的な立場の方といろいろお話をしたことはあるんですが、非常に記憶が、設立何年とか、ちょっと今申しあげると、これは間違いであると申しわけないですから、あやふやなことは申しあげないこととしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（瀧口義雄君） ということは一切書類は御宿町にないということで、確認ですけれども、よろしいですか。答えてください。

○証人（石田義廣君） 今おっしゃられました書類関係は現在こちらにはございません。

○委員長（瀧口義雄君） 一切ない。要するに書類関係は一切ないという中で、じゃこの167条の2という選定をどのようになさったんですか。先ほど挙げましたけれども、御宿町では日墨協会という話で進んでいましたけれども、これを不適合にしたという理由を教えてください。

○証人（石田義廣君） 不適合ということではございませんが、総合的に判断して、いろいろな人間関係あるいは経験、そういう中で、この相手方が適切であるという判断の中でこの契約を進めたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 今答弁なさりましたけれども、相手方のことが全くゼロじゃないですか。日墨協会は御宿町の人はみんな書類もあります、いろいろな関係もご存知です。今言われたのは人間関係とか何とか言いましたけれども、全く書類がないじゃないですか。だから私が聞いているんです。実績を述べてください。いつ説明するんですか。どういうものか全くな

いじゃないですか。私たちはこの書類で初めて見ました、はっきり申しまして。

今、要するに優劣をつける話の中で、今選んだ会社がそれより上だという判断をする材料は持ち合わせていないじゃない、今提示できないじゃないですか。

もう一つ聞きます。これは町長独断で決めた契約ですか。内部の事務手続が済んでいる契約ですか。事務手続、決裁。

○証人（石田義廣君） 内部の手続は今日の議論にもございましたように、ある時期からもう内部的な職員の皆さん、内部的にはかかわっていないという状況であります。私のほうで契約を結んでおります。先ほども申し上げましたけれども……

○委員長（瀧口義雄君） それだけで結構です。

今答弁は、内部の職員がかかわっていないという答弁でしたけれども、3月20日以降の話です。2月1日はまだ職員は正常な形で業務を遂行しておりました。今言っている答弁はおかしいんじゃないですか。2月1日は今の部課は人間かわりましたけれども、2月1日の時点で町長の指示も内部の仕事もそれなりにやっておりました。今の答弁はおかしいんじゃないですか。3月20日、予算が修正されて4月1日以降は今の答弁はわかりますけれども、今の答弁は相入れないものがありますよ。これは2月1日の契約ということなので、2月1日はまだ正常というのはおかしいですが、普通の業務をこなしておりました。こういう形のものも一切公表されておられません。内部の協議も今言った町長の答弁は4月1日以降の話でございます。これは2月1日の契約でございますので、内部の審査も、要するに決裁がなされていないということですよ。それは予算が削除されたという理由ではなくて、これ2月1日ですから、答弁に食い違いがありますよ。

○証人（石田義廣君） この契約について、当時の課長あるいは職員の皆さんに私が相談したり、そういった経緯はありません。私のほうで契約したということですよ。

○委員長（瀧口義雄君） さっきの答弁は違うじゃないですか。要するに当時も町長単独で、事務方の決裁をなくしてやったと。契約内容、契約の相手方の決定方法も公表しなかった。締結をした後も、相手方、契約内容及び契約金額を公表しなかったということですよ。現実していません。私たちも聞いておりません。

○証人（石田義廣君） 今おっしゃってられます契約金額とかというのはございませぬので、そういう私は見解にありますので、やはり今おっしゃることに、はいそうですと言うわけにはいきませぬ。

○委員長（瀧口義雄君） それでは、契約金額がない契約というのは存在するんでしょうか。

業務委託契約ですよ。では一切かかっていないということですか、相手方は。

まずお聞きします。

この業務委託の名称は何ですか。先ほどのはまだ終わっていませんので。業務委託契約の名称は何ですか。

○証人（石田義廣君） 2018の日本・メキシコ学生プログラム事業に関する業務委託契約であります。

○委員長（瀧口義雄君） 名称を打っていませんよ、契約書に。それ今あなたが答えたのは、この契約書に名称も載っていませんよ。

業務委託契約が記載されていませんけれども、じゃ全くこの法人はゼロ円ですか。委託契約は業務です。業務の委託契約がゼロ円というんだったら決裁要らないじゃないですか。ゼロ円というんなら契約は要らないじゃないですか、協力だけですよ、むしろ。これは賃金を徴収するとか精算と書いてありますよ。2条。そのお金何ですか。

公金と答えになっています。参加料はそれを使うという形の契約、それは先ほど条例を申し上げて、この4条は適用できないと。ゼロ円ですよ、契約金額もない、保証金の記載もない、消費税の記載もない、幾らなんですか、契約金額は。じゃ相手方は全くゼロで、本当のボランティアでやってくれたんですか。

○証人（石田義廣君） この特定非営利法人への収入はゼロ円でございます。

○委員長（瀧口義雄君） ちょっとわからないんですけれども、この法人の収入はゼロ円とはどういう意味ですか。それは相手方がどこでどう営業しようと、この事業に関して、収入はゼロ円、そういうご答弁ですか。

○証人（石田義廣君） この業務を執行するための報酬といいますか、対価といいますか、そういう意味の事業費、金額はございません。

○委員長（瀧口義雄君） 要するにこれは、この法人は全く金銭を取り扱わないということの解釈でよろしいんですか。

○証人（石田義廣君） 提出させていただきました書類にもございますように、学生からの参加料などは、この法人の口座に振り込まれております。そういう意味では、その参加料の扱いはしております。

○委員長（瀧口義雄君） 先ほど申しましたように、参加料は公金で、町に入るべき収入でございます。それを使っていいという条例は、法令はございません。公金という答弁をいただいておりますから、これは町が集めた参加料ですから、それは一旦町に納入されるべき話で、そ

れから支出が必要なものは予算立てして支出をすると、それは外国でもできます。そういう中で、参加料を、要するに合ったか見たかと、簡単な話です。それはできない法令になっております。それは事務局長が読み上げたように、私人に公金を扱わせることはできないと。これは大前提でございます。

それと、もう一つは総計主義という中で、この契約自体が問題がある。公金をそういう形で第4条、参加者の航空チケット代、学生の募集、選考等に要した人件費等の一切を賄うこととする。それは学生の納めた金額は町に入るべき収入でございます。それで町が特定非営利法人に必要なものは町から予算を出していく。これが総計主義というものでございます。ご案内のとおりです。

契約金額がない、業務提携する意味はないんじゃないですか、契約金額がゼロなら。協力で充分済むじゃないですか。それは町長の判断ですけれども、公金をそういう形で、日本の法律ではできないという規定になっております。

契約金額もない、一切自治法に適合するもの、どこがありますか。私がお聞きしたい。契約して公印を押しているんですよ。名称もない、契約金額もない、消費税もない、保証金もない。事業は実施している、学生の金を使っていい。じゃこの契約でいけば、町が集めるべき金をこの人たちが集めて、中間で使っているという話になってしまいますよ。これは御宿町のホームページで、御宿町長、石田義廣が代表で募集したお金でございます。参加料です。それを全部使っているですよという、これは契約です。

どうぞ。

○証人（石田義廣君） いろいろと委員長が見解を述べられておりますが、私は総計予算主義には反していない。そして、この参加料は町が収入すべきお金ではない。さらには、公金についての見解が違います。そのことを申し上げます。

○委員長（瀧口義雄君） まず、参加料が公金ではないと。先ほどは公金だと言いました。どちらが正しいんですか。

○証人（石田義廣君） 公金ということについていろいろ解釈といたしますか、いろいろ見解があると思いますので、この類いのこの件については、純粹なという言葉はおかしいんですけども、やはりこの参加料の内容、性格からいって、先ほど読み上げていただきました234条ですか、それにあたる公金ではないという見解であります。

○委員長（瀧口義雄君） 申し上げますけれども、先ほど、この航空チケット代から登録料まで読み上げて証人は答弁できなかった。それを今度は公金ではないと言い張る。この2,650ド

ル、この説明ができない中で、今度はそれは公金ではない。ホームページで御宿町がうたったものを説明できなくて、町が集めるお金はそれが公金でなくて、世の中、どこにこのお金が公金ではないという理由があるんですか。

あなたがネットで募集した参加料でございます。参加料は当然使い方はいろいろとあるかもしれないけれども、町の収入とすべき話ではないですか。これが、この法人が集めたんなら私はそれはよしとしますが、これは町が集めたお金でございます。町のホームページで2,650ドル掛ける10人分を集めたんですよ。集める代行をしたのが、この法人だということです。集めた法人に、その公金を全部使っていいというのが第4条です。そういう契約は公金の取り扱いとしてどこが成り立つんですか。説明してくださいと言っているんですけども、先ほどから積算の内訳も答弁しない。この話も公金のいろいろとあるという中で、この集めた参加料、何なんですかと聞いても答弁はしない。

再度聞きます。

この積算の2,650U Sドルの積算根拠、それと町がホームページで集めた学生の参加料、これが公金でないという根拠を示してください。町がホームページで集めたものを公金でないという理由を教えてください。この2点です。

委員の皆さんにお諮りします。

4時ということになりましたので、今日はこれをもって閉会といたします。

そして、証人が退席した後、委員会を継続して行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(瀧口義雄君) ではそういう形で。

改めて委員会で協議いたしまして、再度証人喚問をする形でいきたいと思っております。これは協議の結果でございますけれども、今日は証人は長い間ご苦労さまでございました。退席して結構でございます。

(証人退席)

◎議題 (1) 証人からの申し立てについて

○委員長(瀧口義雄君) 次に、議題1、証人からの申し立てについて議題といたします。

証人から、この2点の申し立てがございました。

1点目、証人の出席要求について。

先の調査特別委員会で証人の出席要求をしておりました千葉工業大学理事長瀬戸熊修君から、

公務による日程変更の申し立てがございました。8月20日に証人として出席を求めたいと思います。

2点目、証人尋問への弁護士同席について。

千葉工業大学理事長瀬戸熊修君、千葉工業大学氏原憲二君、それぞれが証人尋問への弁護士同席について申し立てがございました。これを許可したいと思います。この件で質問ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(瀧口義雄君) ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(瀧口義雄君) なしと認めます。

議題につきまして採決いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(瀧口義雄君) なしと認めます。

この採決は挙手によって行います。

議題1に賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

○委員長(瀧口義雄君) 全員の賛成でございます。

よって議題1は可決されました。

◎閉会の宣告

○委員長(瀧口義雄君) 本日の委員会はこれで終了いたします。

次回は8月16日、13時30分から証人尋問を行います。この会議場で行います。

この際、何かご発言ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(瀧口義雄君) なしと認めます。

以上をもって本日の委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。

(午後4時13分)

御宿町委員会条例第27条の規定により、記名、押印する。

平成30年9月3日

2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会

委員長 瀧 口 義 雄